

【後期第7問】

甲は、国立只木大学教育学部附属中学校教諭であったが、平成30年4月下旬ごろ、新規にその学級を担当することとなったAの母Bから、贈答用小切手額面5000円を受け取った。なお、当時の甲の月収は20万円であった。

甲の罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁昭和50年4月24日第一小法廷判決